

首都圏等スタートアップ支援ネットワーク構築業務仕様書

1. 委託業務名

首都圏等スタートアップ支援ネットワーク構築業務

2. 事業目的

本市では、東北大学をはじめとした大学発の技術シーズを活かした研究開発型スタートアップの育成・強化に力を入れて取り組んでいる。本地域の起業前の研究者や起業後の研究開発型スタートアップの共通課題として、「優秀なCXO候補人材や領域に精通した支援者等とのマッチングの場が限定されていること」や「資金調達に向けたベンチャーキャピタル（以下、VCという）とのネットワーキングの機会が限定されていること」が挙げられている。

また、本市は令和5年度、CIC Tokyoに入居し首都圏の支援拠点を開設するとともに、令和6年3月に、新たなスタートアップのワンストップ支援拠点となる「仙台スタートアップスタジオ」を市内に開設し、スタートアップ向けの窓口相談や、アドバイザリーボードおよびメンターズボックスのメンバーによる個別アドバイスの実施、事業の立ち上げや成長等に資するイベントの開催等、本拠点を活用した起業支援施策の強化を計画している。

本業務では、①仙台・東北のスタートアップや起業希望者と、首都圏等に在住するスタートアップのCXO候補となる人材や支援者（VC、投資家、プロボノ人材、兼業志望者等）との交流機会をつくることにより、スタートアップの成長に繋がるような人的ネットワーク創出に繋げること、②仙台スタートアップスタジオをはじめ、仙台市の起業支援施策の情報発信を首都圏等で行い、仙台市の起業支援に係わる新たな人的ネットワークを創出し首都圏等からの意欲あるスタートアップ人材や支援者の呼び込むことで、本市のスタートアップへの支援体制を強化することを目的とする。

■数値目標：

- ・本事業におけるマッチング及び交流イベントの参加者数 : 計 300 名程度
- ・本事業におけるスタートアップの※CXO 候補人材獲得数 : 計 5 者
- ・本事業におけるスタートアップと VC とのネットワーク構築数 : 計 10 者
- ・仙台スタートアップスタジオの新規メンターズボックス獲得数 : 計 5 者程度

※採用やプロボノでの参画等、継続的な関係性構築を指す

3. 業務の内容

(1) 情報発信

本市が CIC Tokyo に開設した首都圏拠点や受託者のネットワークを活用しつつ、首都圏等にて本市のスタートアップ支援の情報発信を実施し、本市のスタートアップ支援ネットワークに参画する人材増加等、人的ネットワークを創出すること。

また、本プログラム全般の取り組みにかかる広報業務については、実績のある専任の広報担当を配置し、委託者と協議の上、広報計画を策定し、実施すること。なお、情報発信にあたっては、発信内容に関して事前に委託者と協議すること。

(2) 首都圏でのマッチング及び交流イベントの開催

仙台・東北で事業を開始したスタートアップや事業開始前の起業希望者と、首都圏等に在住するCXO人材やVC、投資家、プロボノ人材、兼業検討者等の支援者とのマッチングイベントと、首都

圏等で活躍しているスタートアップ人材や支援者等を対象とした、本市のスタートアップ支援施策の告知や情報交換等を目的とする交流イベントを首都圏にて開催すること（企画、広報・集客、会場の確保、当日の運営を含む）。マッチング及び交流イベントを合計し、4 回程度の実施を想定する。

① 時期

令和 6 年 5 月～令和 7 年 3 月（期間中に首都圏にて 4 回程度イベントを開催）

② 内容

・マッチングイベントの開催

仙台・東北で事業を開始したスタートアップや事業開始前の起業希望者と、各スタートアップ・起業希望者の事業内容・領域に親和性の高い CXO 人材、VC、投資家、プロボノ人材、兼業検討者等とのマッチングイベントを実施すること。イベントに登壇するスタートアップや起業希望者に対して、マッチング確度が高まるよう、事業の進捗や人材ニーズ等の事前ヒアリングや、イベントに向けてのメンタリング等を実施すること。また、イベント実施後のフォローも行うこと。

・交流イベントの開催

首都圏等で活躍しているスタートアップ人材や支援者等を対象に、仙台スタートアップスタジオを中心とした本市のスタートアップ支援を告知するイベントを実施することで、意欲ある人材や支援者の呼び込み等、人的ネットワーク創出に繋げること。

・イベント広報等

イベントの広報は、実績のあるデザイナー等と連携し、オンライン広報ツールの作成や受託者が運用している SNS 等で発信し、イベントの集客に取り組むこと。また、イベント実施後に参加者向けにアンケートを実施し、イベントの満足度等を収集するとともに、業務の効果を把握し次回以降の業務改善に活かすように取り組むこと。

・実績（KPI）

上記マッチング及び交流イベントへの参加者目標値を合計 300 名とする。

また、当該イベントや受託者のネットワークを活用し、仙台スタートアップスタジオのメンターズボックスの新規加入者数を 5 者程度増加させること。なお、候補者に対するメンターズボックスの依頼の可否は委託者と相談の上、決定することとする。

(3) スタートアップに対する CXO 人材獲得・資金調達に伴走支援の実施

東北大学発をはじめとする研究開発型スタートアップをはじめ、CXO 人材獲得及び資金調達を目指すスタートアップや起業前の研究者・起業希望者等を対象に、CXO 人材獲得及び資金調達の伴走支援を実施すること。支援者数は 5 者程度とする。委託者が想定する支援内容は以下の通りであるが、より効果的と考える支援を提案することは差し支えない。

- ・CXO 候補人材とのネットワーキング支援
- ・CXO 候補人材とのネットワーキング後の継続フォロー
- ・資金調達に向けたビジネスプランのブラッシュアップ
- ・VC とのネットワーキング支援

(4) 東北のスタートアップ・スタートアップ支援者へのインタビュー記事作成

別事業で委嘱する「仙台市スタートアップ支援スーパーバイザー」と連携しながら、10 者程度の東北のスタートアップや東北のスタートアップ・エコシステムを担う支援者のインタビュー記事を word で作成し、委託者が運営するウェブサイト等に掲載できるように委託者に提出するこ

と。インタビュアーは仙台市スタートアップ支援スーパーバイザーが実施する想定とする。

(5) 首都圏等 VC の招聘イベント実施

(2)のマッチングイベントへの VC の招待の他、首都圏等を拠点とする VC を仙台に招聘し、資金調達ニーズのあるスタートアップや起業希望者に対する壁打ちの機会提供や、資金調達に係わるトークセッション等のイベントを 2 回程度実施すること（企画、広報・集客、会場の確保、当日の運営を含む）。

(6) オンラインコミュニティ（TOHOKU STARTUP BIOTOPE）の運営等

スタートアップや支援者が集まるオンラインコミュニティ（TOHOKU STARTUP BIOTOPE）の運営を令和 5 年度受託者より引継ぎ、本コミュニティ内の参加者が問題なく情報発信や交流が出来るように運用すること。なお、運用にあたっては、1 名専属のコミュニティマネージャーを選定し、実施すること（委託者と相談の上、外部人材への再委託も可能とする）。

「コミュニティマネージャーの想定業務」

- ・運営としての各種投稿
- ・各投稿に対するリアクション
- ・参加者同士のネットワーク促進に係わる活動（企画・広報・実施）
- ・新規加入者に対するフォロー
- ・コミュニティの外部への告知活動

また、本コミュニティ参加者が本コミュニティ内で積極的に情報発信・交流できるようにするための効果的な取組を提案すること。

(7) 首都圏拠点の確保・利用料等支払いについて

本市が CIC Tokyo に開設した首都圏拠点となるシェアオフィスの月額利用料及び保証料について支払いを実施すること。なお、CIC Tokyo 利用料及び保証料支払い費用として 150 万円を計上すること。また、委託者と相談の上、新たな首都圏拠点となるシェアオフィスを確保し、契約手続きや契約後の利用料等の支払いを実施すること。新たなシェアオフィス契約費用・利用料等の支払い費用として 200 万円計上すること。

(8) 成果報告書の納品

本業務終了時には、(1)から(7)の実施結果等について報告するとともに、本業務によって得られた知見、ネットワーク、個々の連携先との連携内容、東北外での支援者ネットワークの現状やその強化に向けた方策等の見解、提言などをまとめた報告書を作成して納品すること（データファイル及び A4 の紙媒体、写真・映像データ）。

(9) その他

- ア 本業務以外に委託者や関連団体が行う起業支援事業との連携を図るよう努めること。
- イ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。
- ウ 本業務の公共性に鑑み、受託者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公平性を確保して業務にあたること。

4. 委託料

委託料の上限額は 21,847,000 円（消費税及び地方消費税含む）。

5. 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

6. その他留意事項

- (1)本仕様書にないものは本市及び受託者の協議により定める。
- (2)受託者は、業務の内容及び範囲について本市と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3)受託者は、打合せの内容を記録し、随時、本市へ提出すること。
- (4)受託者は、業務の進捗状況に関して、随時本市に報告するとともに、定期的開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (5)受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項（<https://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>）に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。